

下関市立大学入学選抜に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 6 3 号

改正 平成 20 年 5 月 1 日規程第 28 号の 2
平成 22 年 4 月 28 日規程第 8 号
平成 22 年 10 月 18 日規程第 23 号
平成 23 年 10 月 24 日規程第 23 号
平成 24 年 2 月 27 日規程第 6 号
平成 25 年 2 月 14 日規程第 1 号
平成 25 年 5 月 29 日規程第 12 号
平成 25 年 12 月 13 日規程第 17 号
平成 27 年 2 月 25 日規程第 7 号
平成 27 年 12 月 28 日規程第 66 号
平成 29 年 3 月 27 日規程第 21 号
平成 29 年 10 月 30 日規程第 29 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 一般選抜試験（第 5 条－第 7 条）
- 第 3 章 推薦入学試験（第 8 条－第 11 条）
- 第 4 章 特別選抜試験（第 12 条－第 15 条）
- 第 5 章 外国人留学生選抜試験（第 16 条－第 18 条）
- 第 6 章 第 3 年次編入学試験（第 19 条－第 21 条）
- 第 7 章 雑則（第 22 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、下関市立大学（以下「本学」という。）において実施する入学選抜の種類及び手続き等を定めることを目的とする。

（入学選抜の種類別）

第 2 条 本学において実施する入学選抜は、一般選抜試験、推薦入学試験、特別選抜試験、外国人留学生選抜試験及び第 3 年次編入学試験とする。

（募集定員）

第 3 条 前条に定める入学選抜の募集人員及び各年度の入学選抜別の募集人員は、別に定める。

2 外国人留学生選抜試験の募集人員は、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 3 条第 3 項に規定する定員に含めないこととする。

（募集要項）

第 4 条 第 2 条に規定する入学選抜の募集要項は、別に定める。

第2章 一般選抜試験

(受験資格及び出願要件)

第5条 第2条に規定する一般選抜試験（以下この章で「一般選抜」という。）の受験資格は、学則第18条の規定を満たす者であること又は当該年度（受験しようとする試験が実施される日を含む年度をいう。以下同じ。）の3月31日までに同条の規定を満たす見込みの者であることとする。

- 2 一般選抜を受験しようとする者は、本学が定める志願票及び出願書類に加え、前項に規定する受験資格を満たすことが判断できる書類を添付しなければならない。
- 3 一般選抜を受験しようとする者は、公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程（以下「授業料等徴収規程」という。）に定める額の入学検定料を納めなければならない。
- 4 一般選抜の出願要件は、当該年度に実施される大学入試センター試験を受験した者であることとする。

(試験の実施)

第6条 一般選抜は、前期日程及び公立大学中期日程（以下この章において「中期日程」という。）で実施する。

- 2 前期日程及び中期日程の試験日等は、文部科学省局長通知に基づき別に定める。
- 3 一般選抜の個別学力検査は、前期日程は小論文を、中期日程は英語（筆記）を実施する。
- 4 一般選抜の試験会場は、本学のほか、前期日程では大阪会場、広島会場及び福岡会場とし、中期日程では名古屋会場、大阪会場、高松会場、広島会場、福岡会場及び鹿児島会場とする。

(選抜方法)

第7条 一般選抜の選抜方法は、大学入試センター試験及び個別学力検査の結果による総合評価とする。

- 2 一般選抜の教科及び配点については、前期日程は別表第1のとおりとし、中期日程は別表第2のとおりとする。
- 3 一般選抜の合否判定については、下関市立大学合否判定原案作成委員会（以下「合否判定原案作成委員会」という。）で原案を作成の後、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第3章 推薦入学試験

(推薦入試の種類)

第8条 第2条に規定する推薦入学試験（以下この章において「推薦入試」という。）

は、全国推薦並びに地域推薦A及び地域推薦Bを実施する。

(受験資格及び出願要件)

第9条 推薦入試の受験資格は、学則第18条の規定を満たす者であること又は当該年度の3月31日までに同条の規定を満たす見込みの者であることとする。

2 推薦入試を受験しようとする者は、本学が定める志願票及び出願書類に加え、前項に規定する受験資格を満たすことが判断できる書類を添付しなければならない。

3 推薦入試を受験しようとする者は、授業料等徴収規程に定める額の入学検定料を納めなければならない。

4 全国推薦の出願要件は別表第3のとおりとし、同項に規定する地域推薦A及び地域推薦Bの出願要件は別表第4のとおりとする。

(試験の実施)

第10条 推薦入試の試験日等は、文部科学省局長通知に基づき別に定める。

2 推薦入試のうち、全国推薦及び地域推薦Bには小論文を、地域推薦Aには面接を実施する。

3 推薦入試の試験会場は、本学とする。

(選抜方法)

第11条 推薦入試の選抜方法は、次のとおりとする。

(1) 全国推薦及び地域推薦Bについては、出願書類及び小論文試験の結果による総合評価とする。

(2) 地域推薦Aについては、出願書類及び面接試験の結果による総合評価とする。

2 推薦入試の合否判定については、合否判定原案作成委員会で原案を作成の後、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第4章 特別選抜試験

(受験資格及び出願要件)

第12条 第2条に規定する特別選抜試験（以下この章において「特別選抜試験」という。）は、帰国子女特別選抜及び社会人特別選抜を実施する。

第13条 特別選抜試験の受験資格は、学則第18条の規定を満たす者であること又は当該年度の3月31日までに同条の規定を満たす見込みの者であることとする。

2 特別選抜試験を受験しようとする者は、本学が定める志願票及び出願書類に加え、前項に規定する受験資格を満たすことが判断できる書類を添付しなければならない。

3 特別選抜試験を受験しようとする者は、授業料等徴収規程に定める額の入学検定料を納めなければならない。

4 特別選抜の出願要件については、帰国子女特別選抜は別表第5のとおり、社会人

特別選抜は別表第6のとおりとする。

(特別選抜試験の種類)

(帰国子女特別選抜)

第14条 帰国子女特別選抜の試験日等は、文部科学省局長通知に基づき別に定める。

- 2 帰国子女特別選抜は、小論文及び面接を実施する。
- 3 帰国子女特別選抜の試験会場は、本学とする。
- 4 帰国子女特別選抜の選抜方法は、出願書類、小論文試験及び面接の結果による総合評価とする。
- 5 帰国子女特別選抜の合否判定については、合否判定原案作成委員会で原案を作成の後、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(社会人特別選抜)

第15条 社会人特別選抜の試験日等は、文部科学省局長通知に基づき別に定める。

- 2 社会人特別選抜は、小論文及び面接を実施する。
- 3 社会人特別選抜の試験会場は、本学とする。
- 4 社会人特別選抜の選抜方法は、出願書類、小論文試験及び面接の結果による総合評価とする。
- 5 社会人特別選抜の合否判定については、合否判定原案作成委員会で原案を作成の後、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第5章 外国人留学生選抜試験

(受験資格及び出願要件)

第16条 第2条に規定する外国人留学生選抜試験（以下この章で「外国人留学生選抜」という。）の受験資格は、日本国籍を有しない者（日本国の永住許可を得ていない者に限る。）で、学則第18条の規定を満たす者であること又は当該年度の3月31日までに同条の規定を満たす見込みの者であることとする。

- 2 外国人留学生選抜を受験しようとする者は、本学が定める志願票及び出願書類に加え、前項に規定する受験資格を満たすことが判断できる書類を添付しなければならない。
- 3 外国人留学生選抜を受験しようとする者は、授業料等徴収規程に定める額の入学検定料を納めなければならない。
- 4 外国人留学生選抜の出願要件は、別表第7のとおりとする。

(試験の実施)

第17条 外国人留学生選抜の試験日等は、別に定める。

- 2 外国人留学生選抜は、小論文及び面接を実施する。
- 3 外国人留学生選抜の試験会場は、本学とする。

(選抜方法)

第18条 外国人留学生選抜の選抜方法は、独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験「日本語」の成績、出願書類、小論文試験及び面接の結果による総合評価とする。

2 外国人留学生選抜の合否判定については、合否判定原案作成委員会で原案を作成の後、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第6章 第3年次編入学試験

(受験資格及び出願要件)

第19条 第2条に規定する第3年次編入学試験（以下この章で「編入学試験」という。）の受験資格は、学則第23条の規定を満たす者であること又は当該年度の3月31日までに同条の規定を満たす見込みの者であることとする。

2 編入学試験を受験しようとする者は、本学が定める志願票及び出願書類に加え、前項に規定する受験資格を満たすことが判断できる書類を添付しなければならない。

3 編入学試験を受験しようとする者は、授業料等徴収規程に定める額の入学検定料を納めなければならない。

4 編入学試験の出願要件は、別表第8のとおりとする。

(試験の実施)

第20条 編入学試験の試験日等は、文部科学省局長通知に基づき別に定める。

2 編入学試験は、小論文及び面接を実施する。

3 編入学試験の試験会場は、本学とする。

(選抜方法)

第21条 編入学試験の選抜方法は、出願書類、小論文試験及び面接の結果による総合評価とする。

2 編入学試験の合否判定については、合否判定原案作成委員会で原案を作成の後、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第7章 雑則

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第8条の規定にかかわらず、平成23年度入試から平成26年度入試までの間は、

公共マネジメント学科の地域推薦Aは実施しないものとする。

附 則（平成 20 年 5 月 1 日規程第 28 号の 2）

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 28 日規程第 8 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 28 日から施行し、この規程による改正後の下関市立大学入学者選抜に関する規程の規定は、平成 23 年度入試から適用する。

附 則（平成 22 年 10 月 18 日規程第 23 号）

この規程は、平成 22 年 10 月 18 日から施行し、この規程による改正後の下関市立大学入学選抜に関する規程第 6 条第 4 項の規定は、平成 23 年度入試から適用する。

附 則（平成 23 年 10 月 24 日規程第 23 号）

この規程は、平成 23 年 10 月 24 日から施行し、この規程による改正後の下関市立大学入学選抜に関する規程別表第 2 及び別表第 3 の規定は、平成 24 年度入試から適用する。

附 則（平成 24 年 2 月 27 日規程第 6 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、この規程による改正後の下関市立大学入学選抜に関する規程の規定は、平成 26 年度入試から適用する。

附 則（平成 25 年 2 月 14 日規程第 1 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 29 日規程第 12 号）

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 13 日規程第 17 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、この規程による改正後の下関市立大学入学者選抜に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 27 年度入試から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の規程別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、旧教育課程履修者に対する大学入試センター試験の利用教科・科目名等については、別に定める。

附 則（平成 27 年 2 月 25 日規程第 7 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日規程第 66 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日規程第 21 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 30 日規程第 29 号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

【前期日程】

≪ A 方式 ≫

学科名	教科・科目名等				配点等		配点合計		
経済学科 / 国際商学科 / 公共マネジメント学科	大学入試センター試験	【必須】	外国語	「英語」「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「韓国語」	から1	200	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">600</div> (200+200+100+100)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">750</div> (600+150)	
			国語	「国語」		200			
		【選択①】	数学①	「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」	から1	100			得点の高い科目を1科目採用する。
			数学②	「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」「簿記・会計」「情報関係基礎」	から1				
		【選択②】	地理歴史	「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」	から1	100			得点の高い科目を1科目採用する。
			公民	「現代社会」「倫理」「政治・経済」「倫理、政治・経済」	から1				
			理科①	「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」	から2				
			理科②	「物理」「化学」「生物」「地学」	から1				
		個別学力検査	小論文	「論述(長文理解)」					150
		<受験すべき科目等> (1)外国語および国語を必ず受験すること。 (2)数学①、数学②のうち少なくとも1科目を受験すること。 (3)地理歴史、公民、理科①、理科②のうち少なくとも1科目を受験すること。 (4)個別学力検査を受験すること。							

≪ B 方式 ≫

学科名	教科・科目名等				配点等		配点合計		
経済学科 / 国際商学科 / 公共マネジメント学科	大学入試センター試験	【必須】	外国語	「英語」「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「韓国語」	から1	200	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">500</div> (300+200)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">800</div> (500+300)	
			国語	「国語」		㊦ 200			
		【選択】	数学①	「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」	から1	㊦ 200 (100+100) 得点の高い順に2科目を合計する。			㊦ 200 ㊦㊦のうち得点の高い方を採用する。
			数学②	「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」「簿記・会計」「情報関係基礎」	から1				
			地理歴史	「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」	から最大2				
			公民	「現代社会」「倫理」「政治・経済」「倫理、政治・経済」	から最大2				
			理科①	「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」	から2				
			理科②	「物理」「化学」「生物」「地学」	から最大2				
		個別学力検査	小論文	「論述(長文理解)」		150			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">300</div>
				「論述(図表理解)」		150			
<受験すべき科目等> (1)外国語を必ず受験すること。 (2)㊦㊦のうち少なくとも1つを受験すること。 (3)個別学力検査を受験すること。									

【教科・科目名等】欄

- ・大学入試センター試験の出題教科・科目については、必ず当該年度の大学入試センター試験受験案内を確認すること。
- ・外国語で「英語」を選択する場合は、必ずリスニングを受験すること。
- ・理科で①と②の両方を受験する場合は、「同一名称を付した科目」どうしの組み合わせも可能。(例 「化学基礎」「生物基礎」 + 「生物」)

【配点等】欄

- ・大学入試センター試験外国語のうち「英語」については、筆記試験とリスニングテストの合計点(250点満点)を200点満点に換算する。ただし、受験上の配慮により、リスニング試験を免除された者については、筆記試験の成績のみを利用する。

別表第2 (第7条関係)

【公立大学中期日程】

学科名	教科・科目名等				配点等		配点合計		
経済学科／公共マネジメント学科	大学入試センター試験	㉗	外国語	「英語」「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「韓国語」	から1	㉗ 200	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">600</div> (200+200+200)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">800</div> (600+200)	
		㉙	数学①	「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」	から1	㉙ 200 (100+100)			
			数学②	「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」「簿記・会計」「情報関係基礎」	から1				
		㉘	国語	「国語」		㉘ 200			
		㉚	地理歴史	「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」	から2	㉚ 200 (100+100)			㉗㉙㉘㉚㉜のうち得点の高い順に3つ採用する。
			公民	「現代社会」「倫理」「政治・経済」「倫理、政治・経済」					
㉜	理科①	「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」	[理科①から2+理科②から1] または [理科②から2]	㉜ 200 (100+100)					
	理科②	「物理」「化学」「生物」「地学」							
個別学力検査	英語 (筆記)				200				
<受験すべき科目等> (1) ㉗㉙㉘㉚㉜のうち少なくとも3つを受験すること。 (2) 個別学力検査を受験すること。									

国際商学科	大学入試センター試験	【選択必須】	㉗	外国語	「英語」「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「韓国語」	から1	㉗ 200	㉗㉙のうち得点の高い教科を採用する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">600</div> (200+200+200)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">800</div> (600+200)
			㉙	数学①	「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」	から1	㉙ 200 (100+100)		
				数学②	「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」「簿記・会計」「情報関係基礎」	から1			
		㉘	国語	「国語」		㉘ 200	㉗㉙のうち1教科選択必須。		
		㉚	地理歴史	「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」	から2	㉚ 200 (100+100)	㉗㉙㉘㉚㉜のうち選択必須で用いた教科以外で得点の高い順に2つ採用する。		
			公民	「現代社会」「倫理」「政治・経済」「倫理、政治・経済」					
㉜	理科①	「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」	[理科①から2+理科②から1] または [理科②から2]	㉜ 200 (100+100)					
	理科②	「物理」「化学」「生物」「地学」							
個別学力検査	英語 (筆記)				200				
<受験すべき科目等> (1) ㉗㉙㉘㉚㉜のうち少なくとも3つを受験すること。 (2) ㉗㉙のうち少なくとも1つを受験すること。 (3) 個別学力検査を受験すること。									

【教科・科目名等】欄

- ・大学入試センター試験の出題教科・科目については、必ず当該年度の大学入試センター試験受験案内を確認すること。
- ・外国語で「英語」を選択する場合は、必ずリスニングを受験すること。
- ・[理科①から2科目+理科②から1科目]を選択する場合は、「同一名称を付した科目」どうしの組み合わせも可能。(例 「化学基礎」「生物基礎」+「生物」)

【配点等】欄

- ・大学入試センター試験外国語のうち「英語」については、筆記試験とリスニングテストの合計点(250点満点)を200点満点に換算する。ただし、受験上の配慮により、リスニング試験を免除された者については、筆記試験の成績のみを利用する。

別表第3（第9条関係）

次の（１）（２）（３）に該当する者とする。（ただし、地域推薦の出願要件を満たす者を除く。）

- （１）高等学校等を当該年度の４月１日から３月３１日までに卒業（修了）した者及び卒業（修了）見込みの者
- （２）調査書の全体の評定平均値が３．８以上又はそれと同等の学力をもち、学校長が特に推薦する者
- （３）合格した場合、入学を確約できる者

別表第4（第9条関係）

〔地域推薦A〕 次の（１）（２）（３）に該当する者とする。

- （１）下関市及び山陽小野田市に所在し本学が別に定める基準を満たす高等学校等を当該年度の４月１日から３月３１日までに卒業（修了）した者及び卒業（修了）見込みの者
- （２）調査書の全体の評定平均値が４．２以上で、特に優秀であるとして学校長が推薦する者
- （３）合格した場合、入学を確約できる者

〔地域推薦B〕 次の（１）（２）（３）に該当する者とする。

- （１）下関市及び山陽小野田市に所在する高等学校等を当該年度の４月１日から３月３１日までに卒業（修了）した者及び卒業（修了）見込みの者。あるいは下関市及び山陽小野田市以外に所在する高等学校等を当該年度の４月１日から３月３１日までに卒業（修了）した者及び卒業（修了）見込みの者のうち、本人又は扶養者が当該年の４月１日から引き続き下関市内に住所を有する者（その認定は住民票等によって行う）
- （２）調査書の全体の評定平均値が３．５以上で、学校長が特に推薦する者
- （３）合格した場合、入学を確約できる者

別表第5（第13条関係）

日本国籍を有する者又は日本国の永住許可を得ている者で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を当該年度の前年度の4月1日から当該年度の3月31日までに卒業（修了）した者又は卒業（修了）見込みの者*で、最終の学年を含めて2年以上継続して外国において学校教育を受けているもの又は外国で受けた学校教育が9年を超えるもの
- (2) 外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を当該年度の前年又は当該年に取得した者で、当該年度の3月31日までに満18歳に達するもの
- (3) ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を当該年度の前年又は当該年に取得した者で、当該年度の3月31日までに満18歳に達するもの
- (4) フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を当該年度の前年又は当該年に取得した者で、当該年度の3月31日までに満18歳に達するもの
- (5) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められるジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を当該年度の前年又は当該年に取得した者で、当該年度の3月31日までに満18歳に達するもの
- (6) アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズから教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる12年の課程を当該年度の前年度の4月1日から当該年度の3月31日までに修了した者又は修了見込みの者で、当該年度の3月31日までに満18歳に達するもの
- (7) その他本学において、(1) から (6) までと同等であると認めた者

* 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定又は指定した在学教育施設に在籍した者については、その期間を外国において学校教育を受けたものとはみなさない。

別表第6（第13条関係）

当該年度の3月31日までに満23歳に達し、社会人の経験を5年以上*有する者で、次のいずれかに該当するものとする。

- （1） 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- （2） 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。）
- （3） 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- （4） 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （5） 文部科学大臣の指定した者
- （6） 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- （7） その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

* 定時制・夜間・通信制以外の学校の在学期間は、社会人の経験期間に含めない。

別表第7（第16条関係）

日本国籍を有しない者（日本国の永住許可を得ていない者に限る。）で、次の（1）及び（2）に該当するものとする。

（1）次のいずれかに該当する者

- ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又は当該年度の3月31日までに修了見込みの者若しくはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- イ スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で、当該年度の3月31日までに満18歳に達するもの
- ウ ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で、当該年度の3月31日までに満18歳に達するもの
- エ フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で、当該年度の3月31日までに満18歳に達するもの
- オ グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められるジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者で、当該年度の3月31日までに満18歳に達するもの
- カ アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズから教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる12年の課程を修了した者で、当該年度の3月31日までに満18歳に達するもの
- キ その他本学において、アからカまでと同等であると認めた者

（2）独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験「日本語」*を受験している者

- * 日本留学試験「日本語」については、当該年度及び当該年度の前年度（両年度とも6月・11月に実施）の計4回のうち、いずれの受験も可。国外での実施については、独立行政法人日本学生支援機構へ直接問い合わせること。

別表第8（第19条関係）

次の（1）から（7）までのいずれかに該当する者とする。

- （1）学士の学位を有する者及び当該年度の3月までに学位を取得見込みの者
- （2）短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び当該年度の3月までに卒業見込みの者
- （3）修業年限4年以上の大学において、2年以上在学する者で、62単位以上を修得しているもの及び当該年度の3月までに62単位以上修得見込みのもの*又はかつて2年以上在学したことがある者で、大学において62単位以上を修得しているもの
- （4）外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者及び当該年度の3月までに修了見込みの者
- （5）専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）及び当該年度の3月までに修了見込みの者
- （6）高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）及び当該年度の3月までに修了見込みの者
- （7）その他本学において、（1）から（6）までと同等であると認められた者

* 編入学試験に合格した後にこれらの単位を修得できないことが確定した場合は、合格を取り消す。